

東北電力株式会社女川原子力発電所の設置変更許可の審査書に関する
意見募集結果の取りまとめに係る審査請求に対する決定について（事案2）
（案）

令和2年10月21日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会による令和元年度第67回原子力規制委員会資料1の別紙1及び別紙2の取りまとめについて、令和2年5月26日付けで審査請求があった。

上記の審査請求について審査を進めてきたところ、原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、別添1のとおり決定する。

2. 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね以下のとおりであると解される。

- ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプなどが1台しかなく、新規規制基準に違反していることから、前記委員会資料1別紙1の審査請求人が提出した意見に対する考え方の記載内容について、改めて審議すること。

3. 原子力規制委員会の裁決書案について（別添1）

裁決書案は別添のとおりである。その構成は次のとおり。

【裁決書案（別添1）】

主文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理由

審査請求人の主張する本件意見募集結果及びそれに対する考え方の取りまとめは「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第2条第2項の「処分」）に該当するとは言えない。

4. 今後の予定

審査請求人に対し、裁決の送達を行った後、審査の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。

(案)

番 号
年 月 日

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 原子力規制委員会

審査請求人が令和 2 年 5 月 26 日付けで提起した、処分庁による令和元年度第 67 回原子力規制委員会資料 1 別紙 1 及び別紙 2 の取りまとめ（これに係る原子力規制庁の事務を含む。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 東北電力株式会社は、平成 25 年 12 月 27 日付け東北電原技第 8 号（令和元年 9 月 19 日付け東北電原技第 3 号、同年 11 月 6 日付け東北電原技第 5 号、同月 19 日付け東北電原技第 6 号及び令和 2 年 2 月 7 日付け東北電原技第 7 号をもって一部補正）で、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、東北電力株式会社女川原子力発電所（2 号発電用原子炉施設。以下「本件発電所」という。）の設置変更許可を申請した。
- 2 処分庁は、令和元年 11 月 28 日から同年 12 月 27 日までの間、本件発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に関する審査書案に対する科学的・技術的意見の募集（以下「本件意見募集」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、処分庁に本件意見募集に対する意見（整理番号 1 2 2 3 Y 9。以下「本件意見」という。）を提出した。
- 4 処分庁の事務局である原子力規制庁は、令和元年度第 67 回原子力規制委員会資料 1 別紙 1 及び別紙 2 として「東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（案）に対する御意見への考え方（案）」及び「審査書案に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方（案）」（以下これらを「本件

御意見の考え方（案）」という。）を作成し、処分庁は令和元年度第 67 回原子力規制委員会の会議においてその取りまとめを行うとともに、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、本件発電所の設置変更許可（以下「本件設置変更許可」という。）を行った。

- 5 審査請求人は、令和 2 年 5 月 26 日、審査庁に対し、前記原子力規制委員会が取りまとめた本件意見募集結果に対する考え方に誤りがあることを不服として、本件御意見の考え方を再審議することを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人の主張はおおむね以下のとおりと解される。

高圧炉心スプレイ系ポンプなどが 1 台しかなく、新規制基準に違反していることから、本件意見に対する本件御意見の考え方の記載内容について、改めて審議すること。

理 由

- 1 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）における審査請求は、「処分その他公権力の行使に当たる行為」に関する不服申立てであるところ（同法 1 条 2 項）、「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいうと解される（総務省行政管理局「逐条解説行政不服審査法」平成 28 年 4 月）。

この点、本件意見募集の結果及びそれに対する考え方の取りまとめは、本件設置変更許可に付随して行われたものではあるものの、それ自体は本件設置変更許可とは異なり、審査請求人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものではなく、公権力の行使に当たらない事実上の行為であるため、上記の「処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するとは言えない。

したがって、本件審査請求は不適法である。

- 2 なお、審査請求人は、高圧炉心スプレイ系ポンプなどが 1 台しかなく、新規制基準に違反しているため、本件御意見の考え方の記載内容について改めて審議することなどを求めているが、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 1 2 条第 2 項は、安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立

性を確保するものであることを求めており、処分庁は、既許可において、当該高圧炉心スプレイ系ポンプの故障等により高圧炉心スプレイ系が使用できない場合でも、事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却機能が維持できることなどを確認している。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審査庁 原子力規制委員会

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。